

## 基幹統計調査の承認の状況

(平成23年7月分)

平成23年8月1日  
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会生活基本調査	総務大臣	承認事項の変更 平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査対象の範囲及び報告を求める者の数を変更	H23.7.8
法人企業統計調査	財務大臣	承認事項の変更 ①東日本大震災への対応として、平成22年四半期別調査(第4四半期分)の調査票の提出期限及び公表時期を変更並びに年次別調査の調査票の提出期限を変更 ②これまで提出用及び保存用として2部送っていた調査票の送付部数を1部に変更	H23.7.11
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 ①平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査票の提出期限及び公表時期の一部を変更 ②平成24年以降の調査について、調査事項を以下のとおり変更 ・卒業後の状況調査票(2-1)(大学・大学院・短期大学・高等専門学校)の就職者の欄を正規労働・非正規労働の区分に分割し、また大学院博士課程の計の欄にポストドクター等の内訳項目を設定 ・学校調査票(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校)の帰国児童生徒数の内訳から、終戦前から外地居住者の子ども数を削除	H23.7.11

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、「軽微な変更」として統計委員会への諮問にかからなかったものを整理している。